

## LEADBRAIN TIMES

[ MAY 2022 ]

会社経営に必要なひと、お金、目標を相談できるパートナーでありたい

vol. 024

MONTHLY COLUMN  
今月のお役立ちブレイン事業再構築補助金  
第4回採択結果の詳細と  
最新税制情報IT導入補助金2022に  
ついて  
～最大2年分のクラウド  
利用料が補助対象に～令和4年4月より順次施行  
労務情報

MONTHLY FAVORITE

今月のお気に入り飲食店  
唯一無二のスパイス！旬の野菜が  
ゴロっと入った贅沢カレーのお店

今月のごあいさつ

## 利益の作り方

リードブレイン代表・皆川知幸

先月のご挨拶で、値上げについての考察をお伝えしました。その後も、原油高、資源高に加え円安も重なり、多くの事業者にとっては身近にコスト増の影響が多く出てきていることと思います。そのような中で、売上確保も重要なのですが、最大のポイントは利益の確保です。売上が上がることで利益が生み出される構造になっている企業にとってみれば問題ないのですが、ここまでコスト全体が増加していくと、売上増が単純な利益増につながらない事業も多く出てきているのではないのでしょうか？

企業の目的は何か？という議論は長年、各方面で語られていますが、目的が何であろうが、その企業が存在し続けるために必要な原資が利益です。利益がなければキャッシュも増えていきません。利益は企業活動を続けるための条件なのです。

したがって、経営者は【利益の作り方】がわかっていないと、企業は続きません。【売上の作り方】がわかっていても、【利益の作り方】がわかっていないとダメなのです。

では【利益の作り方】とはなにか？シンプルに言えば、価格からコストを引いたものが利益です。ただ、これが難しくなっています。価格つまり顧客の購買意欲に応じた値決めが必要ですが、成熟社会、モノ余りの現代においては購買意欲が低下し、コモディティ化してしまう商品が多く、価格を上げることが難しく、コストは前述のとおり増大する。それに伴い、利益額がどんどん縮小してってしまうという現象が多く見られます。一方で、価格設定を自由自在に行い、顧客の購買意欲を満たして、コスト増のなかでも利益を確実に生み出している企業も存在します。そういった企業の特徴の一つに【利益の多様化】を図っていることがあげられます。簡単に言うと本業以外に稼ぎのキャッシュポイントをいくつも持っているということです。今回は紙面の都合で詳細を省きますが、今の本業以外に、本業から派生する別事業で利益を生み出すことができないか、そういった別事業を創造できないかをよく考えてみてください。そこに活路を見出せるはずです。

# 事業再構築補助金 第4回採択結果の詳細と 最新税制情報



令和4年3月3日、事業再構築補助金第4次公募の採択結果が発表されました。今回はこの採択結果の詳細、最新税制情報

として、デジタルトランスフォーメーション(DX)税制とカーボンニュートラル(CN)税制についてご紹介していきます。

## 事業再構築補助金第4回公募 採択結果

▶ 第4回公募: 全体採択率 **44.8%**

	補助額・補助率	応募件数	採択件数	採択率(%)
通常枠	最大補助額8,000万円 最大補助率2/3	15,036	5,700	37.9%
緊急事態宣言特別枠	最大補助額1,500万円 最大補助率3/4	4,217	2,806	66.6%
最低賃金枠	最大補助額1,500万円 最大補助率3/4	391	290	74.2%
卒業枠	最大補助額1億円 最大補助率2/3	17	8	47.1%
大規模賃金引上枠	最大補助額1億円 最大補助率2/3	12	6	50.0%
合計		19,673	8,810	<b>44.8%</b>

## 過去の採択率

第2回公募以降は安定した採択率で推移

	第1回公募	第2回公募	第3回公募
採択率 採択数(件)/応募数(件)	<b>36.1%</b> 8,016/22,231	<b>44.9%</b> 9,336/20,800	<b>44.4%</b> 9,021/20,307

## 最新税制情報～R3年度税制改正より～

コロナ後の「新たな日常」を見据えたR3年度税制改正の中から、デジタル技術を活用した企業変革を推進する【デジタルトランスフォーメーション(DX)税制】と2050カーボンニュートラル実現の為に民間企業の脱炭素化を推進する

【カーボンニュートラル(CN)税制】の2つをご紹介します。生産性向上投資・環境投資等をお考えの企業では検討したい税制ですが、計画申請等に時間がかかりますので早めのご準備をお勧めします。

## 共通要件

✓ 各税制の主旨に則った投資に関して事業適応計画を作成し、産業競争力強化法に基づく計画認定制度へ認定されることが必要(2-3カ月前までに事業を所管する省庁へ申請)

✓ 認定計画に基づいた設備投資に対して、税額控除または特別償却の措置が受けられる(所得税、法人税、法人住民税、事業税が対象)。両税制併せて当期法人税額の20%が上限。

	カーボンニュートラル(CN)投資促進税制	デジタルトランスフォーメーション(DX)投資促進税制
対象	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 新製品 大きな脱炭素化効果を持つ製品の生産設備導入</li> <li>② 既存事業 生産プロセスの脱炭素化と付加価値向上を両立する設備導入</li> </ul>	部門・拠点ごとではない <b>全社レベルのDX化</b> 実現に必要な <b>クラウド技術</b> を活用したデジタル関連投資
措置内容	税額控除 ① 10% ② 10% / 5% (②は炭素生産性の向上割合による) 特別償却 50% 投資額上限 500億円	税額控除 3% / 5% (他法人ともデータ連携すると5%) 特別償却 30% 投資額上限 300億円 投資額下限 売上高比0.1%以上
認定要件	<ul style="list-style-type: none"> <li>① または ②</li> <li>① 新製品 温室効果ガス削減効果が大きく、新たな需要を開拓する製品の<b>生産機械</b></li> <li>② 既存事業 生産工程の炭素生産性を向上させる<b>機械・器具備品・建物付属設備・構築物</b></li> </ul> <p>炭素生産性とは?  <math display="block">\frac{\text{付加価値(営業利益+人件費+減価償却)}}{\text{エネルギー起源CO2排出量}} = 1\% \text{以上}</math>                     向上が必要</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>① + ② 両方が必要</li> <li>① デジタル(D)要件                             <ol style="list-style-type: none"> <li>データ連携・共有</li> <li>クラウド技術の活用</li> <li>情報推進機構が審査する「DX認定」取得</li> </ol> </li> <li>② 企業変革(X)要件                             <ol style="list-style-type: none"> <li>全社の意思決定(取締役会決議等が必要)</li> <li>一定以上の生産性向上が見込まれる<b>ソフトウェア・操業資産(クラウドシステムへ移行する初期費用)・器具備品・機械装置</b></li> </ol> </li> </ul> <p>例えば 物流センターをデータ活用で自動化、生産ラインをAIが調整、センサーからIoTデータを取得し稼働を効率化、など</p>
期限	R5年度末まで	R4年度末まで

# IT導入補助金2022について

～最大2年分のクラウド利用料が補助対象に～



バックオフィス業務の効率化やデータを活用した顧客獲得など生産性向上に繋がるITツールの導入を支援するIT導入補助金。

その最新の概要が発表され、今回はそのIT導入補助金2022の制度内容について見ていきます。

## IT導入補助金の実施目的

まずは、そもそもIT導入補助金はどういった目的のためにある補助金なのかというところをご説明します。「今後複数年にわたり相次いで直面する制度変更(働き方改革、被用者保険の適用拡大、賃上げ、インボイス導入等)に対応するために生産性の向上を図るためのITツールを導入する際の費用の

一部を補助等することで、中小企業・小規模事業者の生産性向上を図ることを目的」としています。つまり、中小企業・小規模事業者の業務効率化の手助けをしてくれる補助金というわけです。



## デジタル化基盤導入枠の新設

今回IT導入補助金2022ではこれまでの「通常枠(A・B類型)」に加え、新たに**インボイス制度への対応を見据えた「デジタル化基盤導入枠(デジタル化基盤導入類型・複数者連携IT導**

**入類型)」**が設けられています。下記は申請類型ごとに記した比較表です。



### NEW インボイス制度への対応推進

令和3年度補正予算 デジタル化基盤導入枠				令和元年度補正予算 通常枠		
類型名	デジタル化基盤導入類型			A類型	B類型	
補助額	ITツール		PC・タブレット等 ～10万円	複数者連携IT導入類型 (1)デジタル化基盤導入類型の対象経費 ⇒左記と同様 (2)上記(1)以外の経費 ⇒補助上限額は50万円 ×参画事業者数  補助率は2/3以内 [1事業あたりの補助上限額は、3,000万円 (1)+(2)の経費及び事務費・専門家費]	30万円～ 150万円未満	150万円～ 450万円以下
	レジ・券売機	～20万円				
機能要件	会計・受発注・決済・ECのうち <b>1機能以上</b>	会計・受発注・決済・ECのうち <b>2機能以上</b>	左記ITツールの使用に資するもの	1プロセス以上	1プロセス以上 4プロセス以上	
補助率	<b>3/4以内</b>	<b>2/3以内</b>	1/2以内	1/2以内		
対象経費	ソフトウェア購入費、クラウド利用費(クラウド利用料 <b>最大2年分</b> )、 <b>ハードウェア購入費</b> 、導入関連費			ソフトウェア購入費、クラウド利用費(クラウド利用料 <b>1年分</b> )、導入関連費		
賃上げ目標	なし			加点	必須	

「プロセス」とは、業務工程や業務種別のことです。

左側にある新設のデジタル化基盤導入枠をご覧ください。デジタル化基盤導入類型では**①会計ソフト②受発注システム③決済システム④ECサイトの構築のみ**が対象となり、さらにクラウド利用料は最大で2年分が補助対象になります。

また、これら4つのツールの使用に資するものであれば**PCやタブレット、券売機等のハードウェア購入費**も対象になります。(補助上限あり、補助率1/2)

## 2021との変更点

### 1 非対面からインボイス対応へ

2021では「低感染リスク型ビジネス枠(特別枠:C・D類型)」というポストコロナの状況に対応する非対面を推進する類型がありましたが、2022では無くなり、代わりにデジタル化基盤導入枠が新設されました。デジタル化基盤導入枠ではインボイス制度への対応を見据えつつ、企業間取引のデジタル化を推進するための類型となっており、非対面からインボイス制度への対応について力をいれているということがうかがえます。



### 2 遡及申請の廃止

2021では2021年1月8日以降に導入したものであれば遡及申請が可能でしたが、2022では**交付決定日前に導入したソフトウェアは対象外**となります。



### 3 レンタルではなく購入に

2021でもハードウェアは補助対象として認められていましたが、あくまでも支援事業者からの「レンタル」という形での導入でした。しかし2022では個別に上限が設けられるもののハードウェアの「**購入費**」が対象となっています。補助率は1/2、補助上限額はPC・タブレット10万円、レジ・券売機は20万円です。(IT導入支援事業者からの購入に限ります。)

## 最後に

IT導入補助金は過去に採択を受けた事業者でも採択の日から12カ月経過していれば再度申請することが可能で、またこれまで申請したことのない多くの中小企業および小規模事業者が活用できる補助金です。**是非IT導入補助金を活用してインボイス制度への対応や、バックオフィス業務のIT化を検討してみたいかがでしょうか。**

IT導入補助金は申請者とIT導入支援事業者とが「**共同事業体**」となって申請することが必須です。弊社は**2021に引続きIT導入補助金2022のIT導入支援事業者**として採択されました。IT導入補助金に関するご相談がございましたらお気軽にお問い合わせください!



## IT導入補助金申請サポートサービス

新たにITツールの導入をお考えの方は、弊社までお気軽にお問い合わせください!

### 【IT導入補助金申請サポート料金】

- ▼成功報酬
- ・顧問先 ..... 15%
- ・顧問先以外 ..... 25%

※顧問サービス(7,500円/月)のご契約で顧問先料金にて対応いたします。



# 令和4年4月より順次施行/ 労務情報

令和4年4月より、順次施行されております、  
労務情報をお伝えしていきます。



## 『カスタマーハラスメント対策企業マニュアル』などが公表されました

令和4年の2月下旬、厚生労働省は、関係省庁と連携の上、顧客等からの著しい迷惑行為(いわゆるカスタマーハラスメント)の防止対策の一環として、「カスタマーハラスメント対策

企業マニュアル」、マニュアルの概要版であるリーフレット及び周知・啓発ポスターを作成し、これらが発表されました。マニュアルの一部をご紹介します。

### ▶ カスタマーハラスメントとは？

顧客等からのクレーム・言動のうち、該当クレーム・言動の要求の内容の妥当性に照らして、当該要求を実現するための手段・態様が会社通念上不相当なものであって、当該手段・態様により、労働者の就業環境が害されるもの



### ▶ カスタマーハラスメントを想定した事前の準備

**1 事業主の基本方針、基本姿勢の明確化、従業員への周知・啓発**

- 組織のトップが、カスタマーハラスメント対策への取組の基本方針、基本姿勢を明確に示す。
- カスタマーハラスメントから、組織として従業員を守るという基本方針、基本姿勢、従業員の対応の在り方を従業員に周知・啓発し、教育する。

**2 従業員(被害者)のための相談対応体制の整備**

- カスタマーハラスメントを受けた従業員が相談できるよう相談対応者を決めておく、または相談窓口を設置し、従業員に広く周知する。
- 相談対応者が相談の内容や状況に応じ適切に対応できるようにする。

**3 対応方法、手順の策定**

- カスタマーハラスメント行為への対応体制、方法等をあらかじめ決めておく。

**4 社内対応ルールの従業員等への教育・研修**

- 顧客等からの迷惑行為、悪質なクレームへの社内における具体的な対応について、従業員を教育する

**!** 企業がカスタマーハラスメントを受けると、金銭、時間、精神的な苦痛など、多大な損失を招くことが想定されます。対策を講じておき、損失を最小限にとどめたいところです。

## 令和4年4月から段階的にスタート 育児・介護休業法等の改正

令和3年の通常国会で育児・介護休業法等を改正する法律が成立し、段階的に施行されることになっています。今回は、令和4年10月から施行される出生時育児休業(産後パパ育休)について認められる「休業中の就業」の概要をご紹介します。

### ▶ 出生時育児休業(産後パパ育休)について認められる「休業中の就業」の概要

出生時育児休業については、労使協定を締結している場合に限り、労働者が合意した範囲で休業中に就業することが可能



「休業中の就業」の具体的な手続きの流れは、次の①～④の通りです。

- 1 労働者が就業してもよい場合は、事業主にその条件を申し出
- 2 事業主は、労働者が申し出た条件の範囲内で候補日・時間を提示(候補日等がない場合はその旨を提示)
- 3 労働者が同意
- 4 事業主が通知



就業可能日等には、次のような上限があります。

- ✓ 休業期間中の所定労働日、所定労働時間の半分
- ✓ 休業開始、終了予定日を就業日とする場合は当該日の所定労働時間数未満

例  
所定労働時間が1日8時間、1週間の所定労働日が5日の労働者が、休業2週間・休業期間中の所定労働日10日・休業期間中の所定労働時間が80時間の場合 → **就業日数上限5日、就業時間上限40時間、休業開始・終了予定日の就業は8時間未満**

**!** 「出生時育児休業(産後パパ育休)の中での就業」を実施するためには「労使協定」が必要となり、「就業規則(育児・介護休業規定)」の整備も必要となります。こちらに関してもお気軽にお問合せください。

## 労務顧問サービス

単なる労務管理の視点からだけでなく、多岐にわたる「人」の問題について専門の社士が貴社の現状に即した、最適な解決方法をアドバイスさせていただきます。

**27,500円(税込)/月～**

LB広報部チョイスの  
今月のお気に入り店



今月の担当:M.K

欧風カレーM

唯一無二のスパイス!  
旬の野菜がゴロっと入った贅沢カレーのお店

秋葉原駅より徒歩3分程の落ち着いた路地にある、特製スパイスが香る本格カレーのお店です。

お店の外までスパイスの香りが漂い、思わず足を止めたくくなります。店内も落ち着いた雰囲気カウンター席が中心の為、一人ランチをゆっくりと楽しむ事もできます。今回は、社内の女性スタッフに一番人気の『旬の野菜カレー』とトマト好きにおススメの『豆とトマトのカレー』をいただきました。最初に驚くのは、ライスの上ののっている山盛りの野菜です。色合いも鮮やかで、こ



れからの暑くなる時期でも食欲をそそります。野菜とカレーの相性も抜群によく、野菜の存在感が消えることなくカレーの辛さが程よい、癖になる一品です。辛い物が苦手な方もうま味を感じながら楽しめると思います。豆とトマトの相性も良く、トマトの甘味をより感じる事ができました。私はよくトッピングでチーズを追加するのですが、コクが深まりおススメです。食べ応えもあり、大盛り提供もしてくださるので、男女問わず満足のできるお店です。テイクアウト対応もしていただけるので、弊社近くへお立ちの際は、ぜひ足を運んでみてはいかがでしょうか

欧風カレーM

東京都千代田区神田和泉町1-7-13 SUZUKIビル1F  
TEL:090-4679-4771

MONTHLY NEWS 今月のお知らせ

L-MagaZine配信のお知らせ  
リードブレイン×L-MagaZine



難しい情報を  
動画で解説



お客様

今後弊社では士業向け動画配信システム

「L-MagaZine」(株式会社iDOOR提供)を活用し、よりわかりやすい情報の提供を行ってまいります。具体的には当社の公式LINEを通して難しい税金、財務、人事労務等のコンテンツを動画でわかりやすく解説いたします。これまで文章だけでは分かりづらかった細かな制度を動画で解説することでよりわかりやすく皆さまのもとへお届けいたします!

リードブレイン公式LINEアカウント  
お友達登録はこちらから



LEAD BRAIN

経済産業省認定 経営革新等支援機関  
リードブレイングループ

リードブレイン株式会社  
リードブレイン社会保険労務士法人  
リードブレイン行政書士法人

TOKYO OFFICE 〒101-0027 東京都千代田区神田平河町1 第3東ビル301  
TEL 03 5835 2805 FAX 03 5835 2825

NAGOYA OFFICE 〒466-0051 愛知県名古屋市中区昭和区御器所 3-10-5 3階  
TEL 052 890 7841 FAX 052 890 7845